

農地転用添付書類一覧表

	書類名	書類説明	4条5条	農業用施設の届出	押印の必要可否
1	申請書	説明	○	○	省略可
2	住所証明	○申請者が個人のと ※申請者が岩出市在住時は不要。登記簿上の住所・氏名と相違する場合は必要 ・住民票 又は 戸籍の附票（発行後3カ月以内のもの） ○申請者が法人のと ※以下のいずれか ・法人の登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの） ・定款の写し（法人の代表者の原本証明（記名押印、日付）必要） ・寄付行為の写し（法人の代表者の原本証明（記名押印、日付）必要）	○		
3	登記事項証明書	土地登記全部事項証明書（発行後3カ月以内のもの） ※相続登記未了時は、権利相続人が確認できる書類の添付	○	○	
4	委任状	委任に基づく代理申請の場合は委任状（確約書含む） ※法定代理人が申請する場合 ①親権者→戸籍関係書類 ②後見人等→登記事項証明書 ③相続財産管理人、遺言執行者→裁判所の審判書の写し	○	○	要
5	位置図	位置図及び付近見取図（住宅地図・1/10,000程度）	○	○	不要
6	公図	公図に隣接者情報記入	○	○	不要
7	一覧表	隣接地の所有者一覧表（地番・地目・地積・所有者等）（作成者名・作成日の記載）	○		不要
8	同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接農地の同意書</li> <li>・水利権者の意見書（同意書）</li> <li>・区長の意見書（同意書）</li> <li>・土地改良区の意見書</li> <li>・直接改良区に排水する場合は別途承諾書</li> </ul>	○		要
		※同意書は、農地法第4条第6項第4号（又は第5条第2項第4号）に規程する不許可要件である「農地転用によって、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しないことを確認するための書類となります。			
9	承諾書	他の権利等が設定されている場合は承諾書 通行承諾書（公道と接続されずに、他人地を通行する必要がある場合等）	○		要
10	理由書	転用理由書（資材置場、駐車場の場合は別途以下を添付） ・土地利用計画書（様式あり） 【資材置場】若しくは【駐車場】の場合のみ必要 利用予定者の設置要望書、車検証の写し（駐車場台数の6割以上）又は 賃貸借契約書（法人等一括の場合）	○		不要
11	検討書	第2種農地の場合：代替性の検討書類（同規模程度で2個所以上選定）	○		不要
12	図面類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用計画図：（造成計画・横断面図・施設等の配置計画図等）</li> <li>・排水計画図面及び排水計画書</li> <li>・建築図面：建物又は施設等の平面図・立面図</li> <li>・求積図：事業区域全体の面積が把握できる求積図</li> <li>※土地の一部において農業用施設届出を行う場合はその部分がわかる求積図</li> </ul>	○	○	不要
13	協議書の写し	開発許可申請書（受付済）の写し（事業部都市計画課） ※開発許可を伴う場合（農地法の許可と開発許可は同時許可となります。） 都市計画協議申請書（写し） 許認可書の写し、手続き中の場合は事前協議書の写し （他法令の許認可等が必要な事業の場合）	○		
14	見積書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一覧表（工事費・土地購入代と資金証明等の必要費用をまとめたもの）</li> <li>・工事の見積書等（有効期限内のもの）</li> <li>・資金証明書（預金残高証明書・融資証明書等）（3カ月以内）（土地購入代を含んだ額）</li> <li>・賃貸借・使用貸借・売買契約の場合、契約書の写し若しくは契約書案</li> <li>・目的が、分譲住宅の場合は、宅地建物取引業免許証の写し</li> </ul>	○		
15	誓約書	誓約書（様式あり）	○	○	要
16	農業委員	農業委員の確認印（必要書類を揃えた後、担当地区の農業委員へ書類を持参し、申請書へ署名又は押印をお願いします）	○		要

○受付期間は、毎月18日～23日（毎年11月と12月は16日～20日） 受付最終日が、休庁日の時は、翌開庁日まで  
○提出部数：4条・5条申請 正本1部、副本1部、 農業用施設届出 1部  
○申請印・訂正印が無い書類についての補正時の修正はすべて差し替えとなります。